

認知症ケア加算1・2・3 | 施設基準・届出前チェックシート

令和8年度（2026年度）対応 | 施設基準・届出準備の確認用（正式な届出様式ではありません）

施設名		確認日		担当者	
届出予定	☐ 加算1 ☐ 加算2 ☐ 加算3	更新日		最終確認	

使い方：対象区分の行を確認し、確認欄にチェック。根拠資料・保存場所まで残してください。

No.	区分	対象	確認項目	確認	根拠資料・保存場所
1	届出区分	1/2/3	届出区分を決定する（加算1：様式40の10／加算2・3：様式40の11）	☐	
2	届出区分	2/3	届出対象病棟を確定する（認知症患者が入院しない病棟・精神病床は除外可）	☐	
3	人員・体制	1	認知症ケアチームを設置し、院内で組織上明確に位置づける	☐	
4	人員・体制	1	チーム構成員：専任常勤医師／専任常勤看護師／常勤社会福祉士または常勤精神保健福祉士	☐	
5	人員・体制	1	専任看護師：認知症看護経験5年以上＋適切な研修修了＋原則週16時間以上チーム業務	☐	
6	人員・体制	1	原則、対象病棟に研修受講看護師1名以上を配置することが望ましい	☐	
7	人員・体制	2	専任の常勤医師または専任の常勤看護師を配置し、通知上の経験・研修要件を満たす	☐	
8	人員・体制	2/3	原則、全対象病棟に研修修了看護師3名以上を配置（うち1名は院内研修で可）	☐	
9	運用	1	認知症患者のケアに係るカンファレンスを週1回程度開催する	☐	
10	運用	1	認知症ケアチームが週1回以上、各病棟を巡回し、実施状況を把握・助言する	☐	
11	運用	2	専任医師または看護師が認知症ケアの実施状況を定期把握し、病棟職員へ助言する	☐	
12	手順書	1/2/3	認知症ケア手順書（マニュアル）を作成し、院内に周知・活用する	☐	
13	手順書	1/2/3	手順書に「身体的拘束の実施基準」「鎮静を目的とした薬物の適正使用」を含める	☐	
14	せん妄対策	1/2/3	せん妄のリスク因子確認用チェックリストを作成する	☐	
15	せん妄対策	1/2/3	せん妄ハイリスク患者の対策用チェックリストを作成する	☐	
16	研修	1	認知症ケアチームが、認知症患者に関わる職員へ認知症ケア研修を定期実施する	☐	
17	研修	1	病棟看護師等は原則年1回研修を受講（前年度・前々年度受講者は除く）	☐	
18	研修	2	専任医師または看護師を中心に、少なくとも年1回、研修・事例検討会等を実施する	☐	
19	研修	3	研修修了看護師を中心に、少なくとも年1回、研修・事例検討会等を実施する	☐	
20	届出書類	1	様式40の10＋研修修了等の確認資料＋チームの組織上の位置づけ資料を準備する	☐	
21	届出書類	2/3	様式40の11＋研修受講状況等を確認できる資料を準備する	☐	
22	2026算定・運用	1/2/3	2026年6月1日以降、身体的拘束を実施した日は所定点数の100分の20で算定する	☐	
23	2026算定・運用	1	認知症ケアチームと病院管理者等の責任者が協働し、身体的拘束最小化を推進する	☐	

重要：「2026算定・運用」は施設基準そのものではなく、2026年6月1日以降の算定・運用上の確認事項です。最終判断は最新の告示・通知・届出様式を確認してください。

根拠資料（2026年8月20日確認）

- 令和8年度 基本診療料の施設基準等に係る通知（保医発0305第7号）：<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/001667218.pdf>
- 令和8年度 様式40の10（認知症ケア加算1）：<https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/r8-k40-10.pdf>
- 令和8年度 様式40の11（認知症ケア加算2・3）：<https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/r8-k40-11.pdf>
- 令和8年度診療報酬改定資料（認知症ケア加算の見直し）：<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/001685521.pdf>